

公 告

次のとおり条件付一般競争入札(事前審査型)を行います。

令和 7 年 2 月 20 日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長 樽木 等

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和 7 年度厨芥類及び給食残飯菜処理業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による
- (3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 佐賀市の一般廃棄物処理業許可証を有する者であること。
- (2) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第 2 条第 5 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 過去 2 ヶ年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)又は佐賀県、若しくは他の地方公共団体、又は類似施設と同種契約を数回以上に亘って締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書・営業概要書・同種業務の契約実績調書及び佐賀市的一般廃棄物処理業許可証(写)を、令和7年2月27日(木)午後1時までに下記の担当部に持参又は郵送(2月27日(木)午後1時までに担当部へ必着)してください。
提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当部

郵便番号 840-8571 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地
佐賀県医療センター好生館 栄養管理部
電話 0952-28-1196

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。
入札参加資格の確認結果は、令和7年3月5日(水)までに通知します。

5 入札者の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

3の担当部に同じ。

(2) 入札説明書の交付方法

令和7年2月20日(木)から令和7年2月27日(木)までの日(土曜・日曜及び祝日(振替休日を含む)を除く。)の午前9時から午後5時までの間(2月27日(木)のみ午前9時から午後1時までの間)、上記(1)において交付します。また、佐賀県医療センター好生館のホームページ(URL:<https://www.koseikan.jp>)からも入手できます。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月6日(木)13時30分

イ 場所 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地

佐賀県医療センター好生館 2階 多目的ホールA

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。

6 その他

(1) 契約保証金

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第18条第1項第3号に該当する場合は免除します。

(2) 入札書に記載する金額

契約の交渉権者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって決定価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 交渉権者及び交渉順位の決定方法

- ア 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を第一交渉権者とします。
- イ 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、再度入札により、第一交渉権者を決定します。
- ウ 第一回目の開札の結果、第一交渉権者がいないときは直ちに再度入札(第一回目を含め三回を限度)を行います。

(6) 交渉の実施及び契約の相手方の決定

- ア 交渉権者及び交渉順位が決定したときは、直ちに最高順位の交渉権者と価格交渉を行う。
- イ 交渉権者との交渉の結果、契約価格が決定した場合には、その者を契約の相手方とする。
- ウ 交渉権者又はその代理人との交渉が不調となった場合は、次順位の交渉権者又はその代理人と価格交渉を行うことができる。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) 問い合わせ先

3の担当部に同じ。